

## 第4回大雪山国立公園管理計画検討会 議事概要

平成19年3月27日(火) 13:30~15:00

上川町かみんぐホール

### 1. 開 会

(配布資料の確認)

### 2. 挨拶

北海道地方環境事務所統括自然保護企画官

### 3. 出席者紹介

### 4. 議 事

#### (1) 大雪山国立公園管理計画の(案)について

(辻井検討委員が座長に就任して議事を進行)

事務局より資料 2 大雪山国立公園に係る国立公園管理計画案に対する意見募集の実施結果について説明

事務局より資料 3 大雪山国立管理計画書(案)について説明

#### 【質疑応答】

(座長)

6については2ページしかないので、一括して議論していただいて良いかと思う。そこで今の説明を踏まえて、5「公園事業及び行為許可の取扱いに関する事項」について修文した箇所が多数ある。これらの点について、質問や意見をいただきたい。林野に関係する事も多いかと思う。

(上川支庁)

すでに意見は出してあると思うが、49ページの黒岳の簡易宿舎については、北海道ではなく林野庁が設置したものであるため修正していただきたい。

(事務局)

これはすでにご指摘を頂いており、こちらの修正ミスである。修正したいと思う。

(上川支庁)

51ページの天人峡の駐車場の項目で、ここの公衆トイレについては、環境省の承認を得ており、すでに撤去済みであるので表現を修正していただきたい。

(座長)

28ページの「法面等」の項目に修文した箇所があるが、ここは原案では「樹種」と

記述してあったものを、「植物の種」という草本を含めた記述に変更している。こういった事を記述する際には、「森林の構成要素」という言葉があり、木本も草本も含めた「エレメント」という意味でよく使われる言葉なので、その方が良い。今の表現だと、「構成する種と同種の植物」という表現は、分類学的な「種」なのかと言われたりする。それを一括して、「周囲の森林の構成要素による森林化を図る」とすれば、簡単な表現で全てをカバーできる。

(伏島委員)

今の意見と関連し、8ページの下から4行目に「固有種」という言葉がある。固有種だと限定されてしまうので、「固有植物」とした方が良いのではないかと。

(事務局)

植物だけでなくチョウなど昆虫も含まれているので、固有種としている。

(伏島委員)

了解した。

(座長)

他に何かないか。今日この場で確定させたい。後でもかまわないが、極力この場を出してほしい。

(上川中部森林管理署)

97ページの最後の部分、「位置づけられていない登山道について」と記述されているが、これはパブリックコメントの36番にある、「銀河流星の滝線」と「紅葉谷線」の記載がない」とどういった関係にあるのか。この二つの路線は計画に入っているのか。

(事務局)

今ご指摘を頂いた二つの歩道については、公園計画に載っている。その中で管理計画に記述が無かったという指摘であった。付帯意見の3)で言う「公園計画に位置づけられていない登山道」とは、公園計画にも管理計画にも載っていない歩道・登山道という事である。

(座長)

私もよく分からないのだが、現状では利用されているが、公園計画に位置づけられていない登山道というのは、具体的にはどの程度あるのか。

(事務局)

それなりにある。

(座長)

少数なら個々に記述されていることも理解できるが、多数あるとそれが公園計画に載っていないのはおかしい。

(事務局)

広く利用されるようになっているのは限られているのではないかと思う。その分については、公園計画に載せるべきであるかどうかを検討する必要があると考えている。

(座長)

利用者から見ると、いつも歩いているルートが公園計画に位置づけられているのかわかをを考えながら歩いているわけではない。おそらく大部分の人は考えもしないだろう。しかし実際には、れっきとした歩道として、あるいは踏み跡などが存在するからそこを歩いている。そこを整理していかないといけないのではないか。そういったことを記述しておかなくて良いのか。これだけを読むと、今言ったような疑問、差というものがよく分からない。歩くこと自体は違法ではないですね。

(事務局)

違法かどうかという点については、本来は土地所有者の許可が必要であると思う。公園法上は、立ち入り規制などがかかっていなければ、特に問題は無い。ただ、人が多く歩くようになるのであれば、公園内の歩道として管理しなくてはならない。積極的に公園計画に位置づけて体制を整え、管理していくなどの議論が必要となるだろう。

(座長)

山の中の道というのは、大体において登山者が歩きやすいところに踏み跡をつけて道になるということだと思う。いくら良い道だと言って図面に線を引いたとしても、歩きにくければ消えてしまうケースが多い。乱暴な言い方になるが、私は踏み跡の方がよほど確かだと思う。現在多くの人に歩かれているところは、言うなれば「認知」するということである。非常に良く歩かれている道であれば、公園計画に位置づけることが必要なのではないか。

(事務局)

おそらく、登山道の多くは、人が歩くことによって位置づけられるものであると思う。それが本当に適当なルートであれば、管理計画に位置づけて管理をしていき、状況によっては補修なども必要であろう。植生などに影響を与えるようであれば、逆に違うルートに誘導する可能性もあるだろうと思う。それは今の段階では言うことはできないので、検討していくべきだという課題であると考えている。

(伏島委員)

この問題は極めて複雑かつ重要である。また、19ページの「野営の規制及び誘導」の野営指定地であるが、トムラウシの南沼が指定されている。私個人としては、ここに野営して欲しくない。しかし、美瑛の方からたどり着き、ここに野営してしまう可能性があり、すると南沼の環境保全がますます難しくなるという、難しい方程式を解かなくてはならない。それはともに議論しなくてはならない。そこで、例えば野営指定地から削除するなど、緊急避難以外は利用してはならないなど位置づけを変えることも必要であろう。

(事務局)

今指摘を頂いた部分、19ページについては、パブコメの意見募集箇所ではないが、ご意見をいくつかいただいております、一つは野営指定地になっていないところで恒常的に使われている現状があり、そういったことについても、利用者に対する指導を行うなど、現状

を踏まえて全体的に野営指定地のありかたについて検討すべきというご意見、あるいは携帯トイレブースの利用について、ブースの設置や体制を含めて推進するような枠組みについて検討すべきというご意見を頂いている。この件は今後検討していきたいと考えている。

(座長)

くどいようだが、97ページの3)「現状では利用されているが」という言葉が引っかかる。これは削除した方がよい。今の表現では、利用されていないと認めざるを得ないと言いながら、繰り返しになっている。

(事務局)

削除する。

(小林委員)

16ページの「4 適正な公園利用の推進に関する次項」全体に関わることであるが、(1)の前に、文章を加筆してはどうかと思う。これからの野営指定地の整備などを実施する上で、環境省だけでなく、ボランティアや地元山岳会の方と協力して、利用の推進をすると言うことを書いてはどうかと思う。実際の運営管理を誰が主体となり誰がサポートするのかということも、最初に加えてはどうか。

それぞれの整備方針に書いてあり、色々な主体が各地方公共団体、各機関、山岳会、ボランティア全てに関連してくる。利用者にも関係がある。そういった方々の理解と支援を得ないと実際に実行することは困難であろう。そういったことを記述するとすれば冒頭ではないかと思う。25ページにグリーンワーカー事業、パークボランティア活動とあるので、そこでどうかと思ったが、内容的に、全体に関わる事項であると考えた。これから様々な形で三位一体化し、財政が厳しい中で公園の管理計画を実施していくためには、そういった姿勢・方針をきちんと出した方がよいだろう。

(伏島委員)

今の意見に関連して、19ページのイの 1)に「ボランティア活動の限界を超える対応が必要な箇所については」とあるが、この文章では、まずボランティア活動が先にあり、それで対応できないときにはじめて関係機関が動くとして受け取られかねない。本来そうではないと私は思う。この部分は修正した方がよいと思う。小林委員の話とも関係し、国が先に行動するかどうかの話ではないが、「ボランティア活動の限界を超える対応が～」と限定してしまっているので、本来そうではなく、関係機関からボランティアも含めて共同の中で行うべきものであると思うので、修正してはどうかと思う。

(事務局)

小林委員から話のあった多様な主体による運営に関する文章については、4の表題の直下に記述したいので、文章の内容について相談に乗って頂きたい。伏島委員から指摘された点については、軽微なロープ張りなどについては、我々やパークボランティア、山岳会等で協力して実施しているというのが現状である。ここで申し上げているのは、それでは実施できない大規模修繕のように、予算などが必要な観点で書いている。最初から整備と

いう形で実施するのではなく、まずできる範囲で実施し、それではできない部分について、必要に応じて整備を実施するというのが趣旨である。

(伏島委員)

それについては良く理解できるし、ボランティアの皆さんの活動には敬服している。大変素晴らしいことだと思っているが、まずボランティアありきという話ではないだろうと思う。そのあたりを考えると、国立公園全体の運営管理に絡む話でもあるので、疑念が残る。

(上川中部森林管理署)

今の関係機関の協力という話で、利用だけでなく保護に関することも含めてはどうか。すると、報告書の最後の方ではなく、3ページの基本方針に載せるべきではないかと思う。ただ、手続き論を考えた場合、パブリックコメントも終わってしまっていることから、新たな方針を加えることができるのかという問題があるので、趣旨が入っていれば変えなくても良いかと思う。

(座長)

あまり根本的なことは変えにくい。

少し細かいことだが、16ページの「銀河流星の滝地区」の、「層雲峡峡谷の最大の名所である銀河ノ滝・流星ノ滝～」の部分、「の」が「ノ」となっているが、カタカナで正しいのか。慣用的に使われるのはどちらか。統一した方がよい。

(事務局)

公園計画上の整理では「ノ」となっている。表題の部分が「の」となっているので、「ノ」で統一する。

(座長)

各町からはないか。なければここまでのご意見等を踏まえて修正するというので、管理計画書の案を取りたいと思う。同意いただけるか。ありがとうございました。

その他として事務局からなにかあるか。

(事務局)

今後の予定について説明する。今回第4回管理計画検討会において修正等含めて議論いただいた。それについて、修正したものをまとめ、管理計画書としたいと思う。手続き上、管理計画書については、北海道地方環境事務所長が定めるものとなっているが、一部基準などについて、自然環境局長の承認を得なくてはならない部分がある。実際にはその手続きを経た上で、管理計画書として施行したいと考えている。大変恐縮だが、少し時間を頂き、開始時期をご連絡した上でスタートしたい。よろしく願います。

(座長)

ご承知おきいただきたい。他に何かないか。

(小林員)

資料の中で、「特に風致景観保護の必要性がきわめて高い地区(層雲峡)」という図面が

あるが、私がこの国立公園の沿道の調査をした際に気づいた事がある。荒井川の一本層雲峡側の沢は、砂防工事の関係で、川をまたいだ橋梁構造物がある。また、層雲峡温泉の向かい側、昔地獄谷と称された所の斜面も大規模な法面の保護工作がなされている。もちろんこれは砂防上やむを得なかったのだと思うが、時代背景からいって、このような施設をこれからも作るのはいかがなものか。あえて風致景観保護の必要性が高い地区であると言うのであれば、今後は工法の検討をする必要があるのではないかと思う。層雲峡の温泉地区にとって一番のPRポイントは、観光ガイドブックのほとんどに載っている銀河ノ滝、流星ノ滝だけではなく、神削壁いわゆる小函の地域である。今その小函が通れなくなり、大雪山国立公園の設立理由でもあった峡谷壁が半分以上見ることができない状態となっている。その中で残された峡谷景観を守っていくためには、道路管理者や周辺の林野の方と協議をし、砂防工事を含めて検討をすべきではないか。

(事務局)

小林委員からいただいた意見については、パブリックコメントの意見4の治山および砂防施設という部分で、意見を頂いている。砂防ダムについては原則認めないという意見である。実際には、設置目的は我々も考慮しなくてはならない部分だと考えている。当然国立公園の特別保護地区といった風致景観上、自然環境の保全上重要な所であると認識している。具体的にそういった考え方は持っているが、調整については審査の段階でさせていただきたい。

(座長)

ほかはないか。なければ、議長としての分はここまでとさせていただく。ありがとうございました。

(事務局)

ありがとうございました。2年間の検討を踏まえて、管理計画書ができあがった。今回の管理計画における「Uri」は、まず最初で国立公園の将来像、将来目標というものをしっかりと掲げ、それに基づいて保護、利用に関する方針と言うものをまとめさせていただいた事だと思っている。地元の関係機関の方々、先生方、本当にありがとうございました。これは環境省にとっても大変大きな財産になると思っている。また、地元の自然保護官の熱意、努力もあったと思っている。

本当にありがとうございました。

(事務局)

では、これをもって第4回大雪山国立公園管理計画検討会を閉会させていただく。本検討会にご出席の皆様、ありがとうございました。

以上